

日高市市民参加推進会議録

日時	令和6年10月1日（火） 午後2時00分～午後3時30分
場所	日高市役所5階 503会議室
公開・非公開	公開
出席者	庭田文近会長、黒木美来副会長、佐々木良亨委員、新堀祐蔵委員、坂巻景子委員、樋口麻子委員、荒井美穂委員
欠席者	瀧澤恵利子委員
説明員	水道課経営総務担当主幹 清水学 危機管理課交通安全・防犯担当主幹 石井弘和 障がい福祉課障がい福祉担当主幹 樋口真也 都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当主査 代田沙織 都市計画課計画推進・企業誘致・住宅政策担当主幹 房野秀樹 総務課人権推進・市民活動担当主幹 志田泰彦
事務局職員	総務部長 相磯剛啓 総務課長 大河原裕之 総務課人権推進・市民活動担当主幹 志田泰彦 総務課人権推進・市民活動担当主任 小堺洋輔
傍聴者	0名
議題	1. 令和6年度市民参加手続の実施予定について 2. 市民参加手続ガイドライン（案）についての報告
会議資料	1. 令和6年度第2回市民参加推進会議次第 2. 令和6年度第2回市民参加推進会議審議案件一覧 3. 令和6年度市民参加手続実施予定シート 4. 第1回市民参加推進会議 市民参加手続ガイドライン（案）指摘事項及び対応状況 5. 市民参加手続ガイドライン（案）

	会 議 の 経 過
	1 開会 2 会長あいさつ 3 議題 (1) 令和6年度市民参加手続の実施予定・状況について ①令和6年度予定『日高市水道事業経営戦略』について ＝水道課説明＝ ・ 質疑等があれば発言願いたい。 ・ 審議会の5回目の開催は市民コメントの後という理解で良いか。 ・ 令和7年2月に市民コメントを実施するため、その直前か、2月に入ってからと考えているが、日程調整は今後行う。 ・ 市民コメントの結果を踏まえたものは審議会で議論しないのか。 ・ 今のところしない予定である。 ②令和6年度予定「地域公共交通活性化推進事業」について ＝危機管理課説明＝ ・ 質疑等があれば発言願いたい。 ・ 市民コメントの周知を回覧板に入れる等の対応はできないか。せめて、関係の深い高麗川南公民館周辺の地域に対して。また審議会の委員構成は記載の4人なのか。住民を増やせないか。 ・ 広くコメントをいただける機会の提供ということで検討したい。 ・ 運賃協議部会の構成は、住民の代表というところで、高麗、高麗川、高萩の区長の代表が審議会の委員にいるため、住民代表の候補に入ってくる。また、委員には公募の市民の方がいる。市民の目線での意見はこのような方々からいただけると考えている。 ・ 市民コメントは運賃のみで、運行経路や運行ダイヤなどの事項は市民コメントの対象外という理解で良いか。 ・ 運賃に関する路線等は対象となります。 ・ 運送法上の手続きの観点からの市民コメントということか。 ・ そのとおりである。法律に基づいて行う。 ・ その場合、配布資料の「実施する目的」に市民コメントは運行内容に反映させるためとの記載があるが、それは修正する必要があるのでは。 ・ 市民コメントの周知方法で広報で周知しない理由は。また、運賃協議部会とは、日高市地域公共交通協議会の中で構成されるのか、それともそれ以外で構成されるのか。 ・ 広報については2カ月前に原稿を提出する必要がある。この事業自体相当タイトなスケジュールで進めているため、今回は断念した。
水道課 会長 副会長 水道課 副会長 水道課	
危機管理課 会長 委員	
危機管理課 危機管理課	
会長	
危機管理課 会長 危機管理課 会長	
委員	
危機管理課	

委員 危機管理課 副会長	公民館の窓口で周知ということについては、検討の余地があると感じている。運賃協議部会の構成としては、日高市地域公共交通協議会の中から委員を選んでいく。 ・ そのような背景から改めての公募はないということか。 ・ そのとおりである。 ・ 市民コメントの取り方は、案が提示されて、それに対して意見をもらう方法か。それとも自由回答か。それによって有益な回答が得られるか決まってくると思う。
危機管理課 委員 委員	・ 案を提示して意見をいただく方法である。 ・ その方法が良いと思う。 ・ イーグルバスがなくなって困る、どうするかといったところでの意見は今回求めないのか。
危機管理課 委員 危機管理課	・ 求めない。 ・ そうなると既存の審議会で意見を募るのか。 ・ 今回審議会の回数が4回から5回へ変更となった。この日高市地域公共交通協議会において、運賃以外のところを協議いただく形となる。
委員	・ 地域密着の回覧板で市民コメントの周知をお願いしたい。本来コメントすべき人がコメントする機会を逃さないようにしていただきたい。
会長 委員 会長	・ 告知は大事であり、せめて沿線の地区だけでも。 ・ ホームページを見ない方が多いため、このような取り組みが必要。 ・ 路線バスの主な利用者は年配の方であり、ホームページを見ない方も多い。
委員 危機管理課 会長	・ 他方で回覧板は必ずみる。検討していただければ。 ・ ご意見は承った。 ・ 市民コメント実施の際、バスのサービス水準などの情報も同時に与えると運賃に関する意見も正確に回答いただける。情報を十分に提供したうえで市民コメントを実施した方が良い。情報はすごく大事。
障がい福祉課 会長 副会長 障がい福祉課	③令和6年度予定『手話言語条例策定事業』について ＝障がい福祉課説明＝ ・ 質疑等があれば発言願いたい。 ・ 以前アンケートを行っているが、聴く中身は異なるのか。審議会は非公開となっているが、その理由を聴きたい。 ・ 前回のアンケートは、福祉計画についてのアンケートで、今回は条例策定のアンケートであり、目的が異なる。審議会は、本来公開だが、報告したものは審議会の中の作業部会のため非公開となっている。

都市計画課 会長	④令和6年度実績『日高市都市計画マスタープラン（改訂）』について ＝都市計画課説明＝
会長 都市計画課	・ 質疑等があれば発言願いたい。
都市計画課	・ 日高市都市計画審議会の委員構成について、市民公募はないのか。 ・ 都市計画法に審議会の構成について規定がある。その中で、構成は学識経験のある者、市町村の議員から市長が任命するものと記載がある。それ以外にも行政機関の職員、もしくは市町村の住民から任命できるといったように、できる規定はある。都市計画という専門性が問われる内容のため、大学の先生など専門性が高い方をお願いしている。
会長 都市計画課 委員	・ 他の市民参加の方法はあるか。 ・ これまでは、アンケートや市民コメントを行っている。 ・ 地元を知っている人でないと分からない点もある。それらの意見はマスタープランにどのように反映していくのか。日高市内在住者を含めた方が良いのでは。
都市計画課	・ 説明不足であったが、その他にも日高市商工会の方や上下水道の市内在住の委員を含めている。このように市議会議員を含め市内在住者を含めている。
委員	・ その地域にあった都市づくりは、その地域で考えて進めていくのが適切なのでは。
都市計画課	・ 今回は改訂であり、時点修正が主である。そのため、ワークショップは行っていない。しかし、平成23年マスタープラン策定の際には、策定委員会及びまちづくり市民会議で市民の皆さまからご意見をいただいている。マスタープランにも市民の声を明記している。今後大幅な改訂を行う際には、このような手法を取り入れていく。
委員	・ 市民参加を行っているわけだが、市民コメントが反映されたか否かがはっきりしない場合がある。聴くシステムはあるが、聴いただけでは、市民参加を進めているといっても疑問が残る。
都市計画課	・ 市民コメントについては、コメントとそれに対する回答を公表している。大幅な改訂になりかねない市民コメントは、今回の改訂では対応せずに次回以降にと回答している。
副会長	・ 日高市市民参加条例第7条に審議会は公募によるものを含むという文言がある。そうすると、公募委員を含まない審議会は審議会と言えるのか。
総務課	・ 日高市市民参加条例第7条は、審議会の定義ではなく、市民参加手続きの一つの手法として審議会について記載がある。そのため、公募を含まなければ審議会と言えないとは判断できない。
委員	・ 日高市市民参加条例第11条に記載があるのでは。
総務課	・ 日高市市民参加条例第11条では、「審議会等の委員に市民を選任す

都市計画課 会長	るときは、公募を行うよう努める」と記載があり努力義務となっている。 ⑤令和6年度予定『日高市空家等対策計画』について ＝都市計画課説明＝ ・ 質疑等があれば発言願いたい。 市民参加手続きに関する質疑はなし。
総務課	⑥令和6年度予定『第6次日高市男女共同参画プラン』について ＝総務課説明＝ ・ 質疑等があれば発言願いたい。 質疑なし。
会長	(2) 市民参加手続ガイドライン（案）についての報告 ＝事務局報告＝ 「市民参加手続ガイドライン（案）」について、前回第1回市民参加推進会議で報告し、様々なご指摘をいただき、その後、内容について検討した。そのご指摘いただいた13の項目について修正した内容を説明。 ・ 質疑等があれば発言願いたい。 質疑なし。 4 その他 なし 5 閉会 ・ 以上で令和6年度第2回日高市市民参加推進会議を閉会とする。 会議終了。 (閉会)